

議案第51号 東郷町子ども医療費支給条例の一部改正

原案^{※1} 及び修正案^{※2} に対する討論一覧 (討論順掲載)

※1 原案⇒ 就業者・既婚者も対象はそのまま ※2 修正案⇒ 就業者・既婚者を対象から除く

修正案に賛成 水川 淳 議員

民法改正に伴う「引き続き扶養される新しい大人」への支給と、制度の見直しは別の議論であり、「なし崩し的な」提案にこそ議会は批判的な目を向けるべき。審議の中で、「子育て支援」を目的とした制度趣旨を「18歳以下の健康保険の加入当事者を含む者への支給」に変ずる疑問の解消にはいたらなかった。「不公平」という声もあるが、「子ども医療費支給条例」は基礎自治体個々に制定されており、自治体ごとに政策として制度趣旨が異なることは当たり前。「子育て支援策」という趣旨に基づいた本町の条文は、同様の条文を持つ自治体と同様に、その趣旨を十分に満たし果たすと確信している。県内で先陣を切ってスタートした18歳までの子ども医療費助成は、その制度趣旨を十分に適えており、制度に欠陥も漏れも、さらには制度変更を求める“公共福祉的観点からのニーズ”も存在していない。

原案に賛成 中野まさひろ 議員

児童福祉法は「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」と定めている。東郷町子ども医療費支給条例は「この条例は、子どもの福祉の増進を図るため、子どもの医療費の支給について必要な事項を定めるものとする」と規定し、目的を子育て支援に限定していない。この精神および目的は、児童福祉法と同じである。中卒で働いている子どもが、すぐに経済的に自立するとは思えず、18歳の高校生が無料で、15歳の勤労者が無料でないのは不公平であり、児童福祉法や本町子ども医療費支給条例の精神に反している。現に、県下の多くの市町村が勤労者を対象にしている。また、これによる予算増等の措置は不要であることから、勤労者も対象にすべきである。

原案に賛成 國府田さとみ 議員

今回の改正は、民法の一部改正に伴い子ども医療費支給対象者を、従前は「18歳までの子どもの保護者」だったのに対して、「18歳未満の子どもの保護者」並びに「18歳成人」とする内容だと理解している。従前は、この医療費支給の目的が、いわゆる「子育て支援」という色合いが強かったことで、その対象者をあくまでも「保護者」としていたことにより、条例上の子どもに

当る18歳以下であっても、婚姻者と社会人は支給対象とはなっていなかった。それにより、同世代でありながら、何だかの差別感が生じることが否めない制度でもあった。この改正で「子どもを育てる支援」に捉われず、支給の対象者に“18歳の成人”を含める～何であれ支援の対象者を18歳という年齢で線引きし、「子どもの保護者」への支援に加え、「成人であっても一番の若年者である18歳」への支援と位置付けて制度設計することで、より高い公平性が担保できると考える。よって賛成。

修正案に賛成 加藤達雄 議員

国の民法改正の主たる理由は18・19歳若者の自己決定権を尊重し、世界的潮流でもある若者の社会参加を促すものである。今議案はこの改正に併せ、本町の子ども医療費支給条例の一部改正を行なうとするもので、現行3条関係の18歳未満の方で勤労を選択された社会人を受給資格者の対象から外す項を削除するものである。今民法改正趣旨に照らしても馴染まなく、本町の子ども医療費支給条例の目的である保護者の親権のもと監護・教育をする保護者への子育て支援策であり、この見解を変える理由は見当らず修正するものである。現在県下54自治体の18歳年度末までの子ども医療費支援状況は通院費で9自治体、入院費は31自治体全額負担しており、県基準の引き上げ見直し等に加え県事業となって、現在自治体間の差別化競争は本町と同様な基準で全自治体一律に標準化されていくのではないかと考える。

原案に賛成 門原武志 議員

修正案提出者は、成人年齢の引き下げに伴い必要な改正に、平成31年に提案され否決された就労者なども医療費支給の対象にする改正内容を便乗させたと言うが、便乗でもいい。18歳年度末まで医療費無料化の対象にするが就労者は対象外とする条例改正が平成23年にされたとき、私は18歳まで対象になるならと見逃していた。私は平成31年にそのことへの反省を述べ賛成した。就労者なども対象にする改正については十分議論された。成人した人に医療費を支給するのは成人年齢引き下げに逆行するとの意見があるが、生活保護利用者や障害者医療費無料化制度の対象者など成人しても医療費の支給を受けている人はいる。3つの県が18歳年度末まで入院通院とも無料化するそうだ。東郷町も就労しているかどうかに関わらず医療費を無料化しよう。平成23年の過ちを町が認め、成人年齢引き下げに合わせて提案してきたことを議会としても認めたい。

修正案に賛成 山下 茂 議員

婚姻者及び既に各社会保険制度での被保険者等、いわゆる就労者となった者にまでその範疇を拡大するのは如何なものか。婚姻をするという事は民法上の世帯主もしくはその配偶者になることであり、高校生とは異なり既婚者という属性の中で一人前の大人として社会的には認知される。また就労者に関してはその地位や権利は労働基準法によって定められており、満15歳に

達した日以後の最初の3月31日が終了するまでが児童、その後成年までは年少者として扱われ、この年少者には様々な保護規定こそあるが、納税や社会保険制度等に関しては成年と同じ。日本では上位法は下位法に優先する原則があり、町条例より上位にある労働基準法下での判断が社会的合理性に合致する。今回のような対象者拡大をするより、病気をはじめ様々な理由で高校入学が遅れたり、留年したことで在学中に19歳や20歳になるオーバーエイジの高校生への社会的合理性に基づく助成拡大こそ考慮すべき。